

長崎労働局発表  
令和2年9月28日（月）

担 当	長崎労働局労働基準部健康安全課
	課長 中里 晋
	課長補佐 古川 寿満
	電話 095-801-0032

## 死亡労働災害が多発している現状に歯止めをかけるため、 「労働災害防止対策強化期間」を設定します

長崎県においては、令和2年1月から8月までの間で、すでに8の方が労働災害で尊い生命を落とされ、昨年、一昨年の同時期の死亡者数を大幅に上回っています。通常、死亡災害の発生は9月以降に増加する傾向があり、このままでは過去5年間で最多であった平成29年の16人を超えることも想定され、大変憂慮すべき事態となっています。（別添1、別添2参照）

また、休業4日以上労働災害も令和元年は1,580件（前年比+81件）と大幅に増加し、令和2年も8月末現在で931件（前年同期比+44件）と依然増加傾向にあります。（別添1、別添3参照）

長崎労働局（局長 瀧ヶ平 仁）では、このような状況に歯止めをかけるため、労働災害を減少させる取組は結果的に死亡労働災害を減少させることに繋がることに着目し、**労働災害の多発が見込まれる年末までの10月1日から12月31日までの3か月間を「労働災害防止対策強化期間」と定め**、管内の労働災害防止団体等に対し緊急要請（9月23日付け）を行うとともに管内の事業者団体に対し周知依頼を行いました。

なお、管内労働基準監督署では、「労働災害防止対策強化期間」に管内事業場に対し通常の指導等に加え、本期間の取組の趣旨を説明し、自主的な労働災害防止活動の活性化を促すこととしています。

### 【本期間の取組のポイント】

本期間の取組のポイントは以下のとおりです。

- すべての事業場における取組
  - 経営トップが労働災害防止について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
  - 安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
  - 一人作業における作業手順の確認及び危険予知(KY)活動の実施。
  - 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインによる取組の実施。  
(別添4「エイジフレンドリーガイドライン」)
  - 経験が浅い労働者の労働災害を防止するため、安全教育を充実させること。
  - 転倒や墜落災害の防止を徹底するための危険個所を特定し改善を行うこと。

## 2 主な業種ごとの取組

### (1) 建設業

- ア 3大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）の防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立・整備
- ウ 店社における工事現場の安全指導、支援体制の確立

### (2) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 製造現場の安全管理体制、安全点検体制の確立・整備
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

### (3) 造船業

- ア 火災・爆発の危険がある場所での火気使用厳禁の徹底
- イ 墜落・転落災害、クレーン災害の防止対策の徹底
- ウ 元請による下請事業者に対する安全指導、支援体制の確立

### (4) 道路貨物運送業

- ア 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- イ 交通労働災害防止対策の徹底
- ウ 過重労働防止のための適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

## 添付資料

- ・労働災害発生状況（別添1）
- ・令和2年 死亡災害一覧（8月末現在）（別添2）
- ・令和2年 業種別署別労働災害発生状況（8月末現在）（別添3）
- ・エイジフレンドリーガイドライン（別添4）
- ・労働災害防止団体への要請書（別添5）

### ※要請を行った団体

長崎県労働基準協会

建設業労働災害防止協会 長崎県支部

日本クレーン協会 長崎支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部

長崎県建設産業労働組合

長崎県経営者協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長崎県支部

建設荷役車両安全技術協会 長崎県支部

長崎県警備業協会

- ・事業者団体への周知依頼（別添6）

### ※周知依頼を行った団体

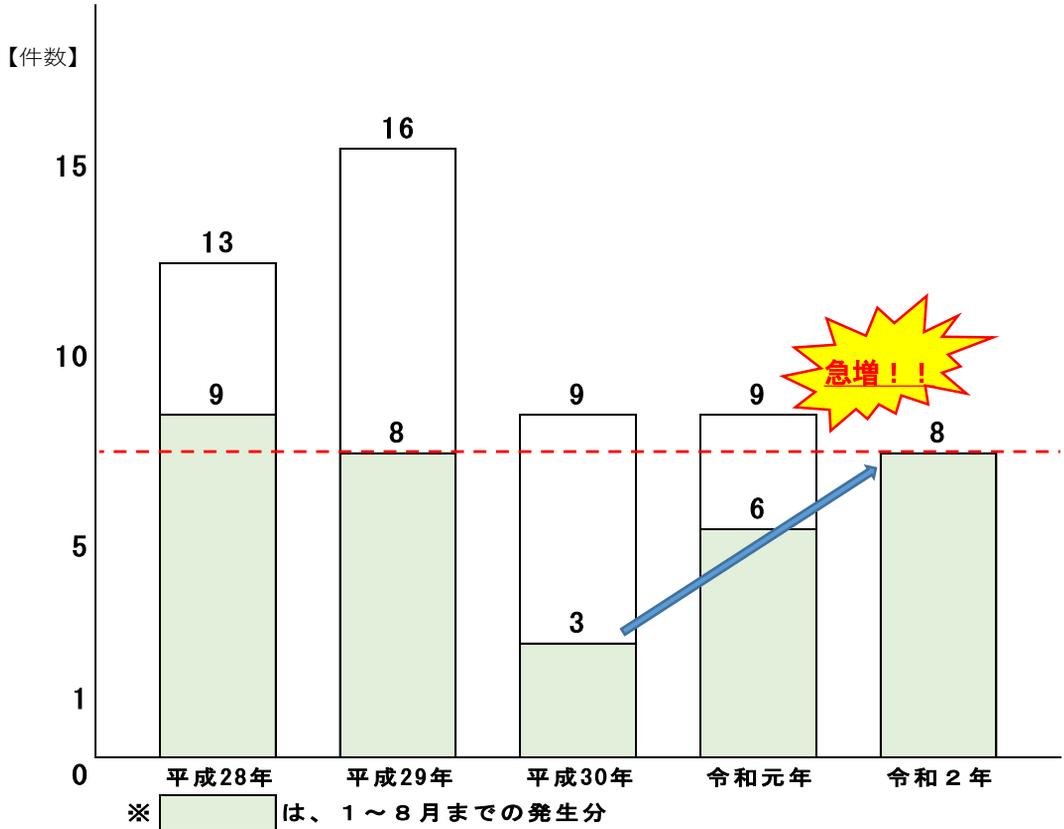
長崎県経営者協会

長崎県中小企業団体中央会

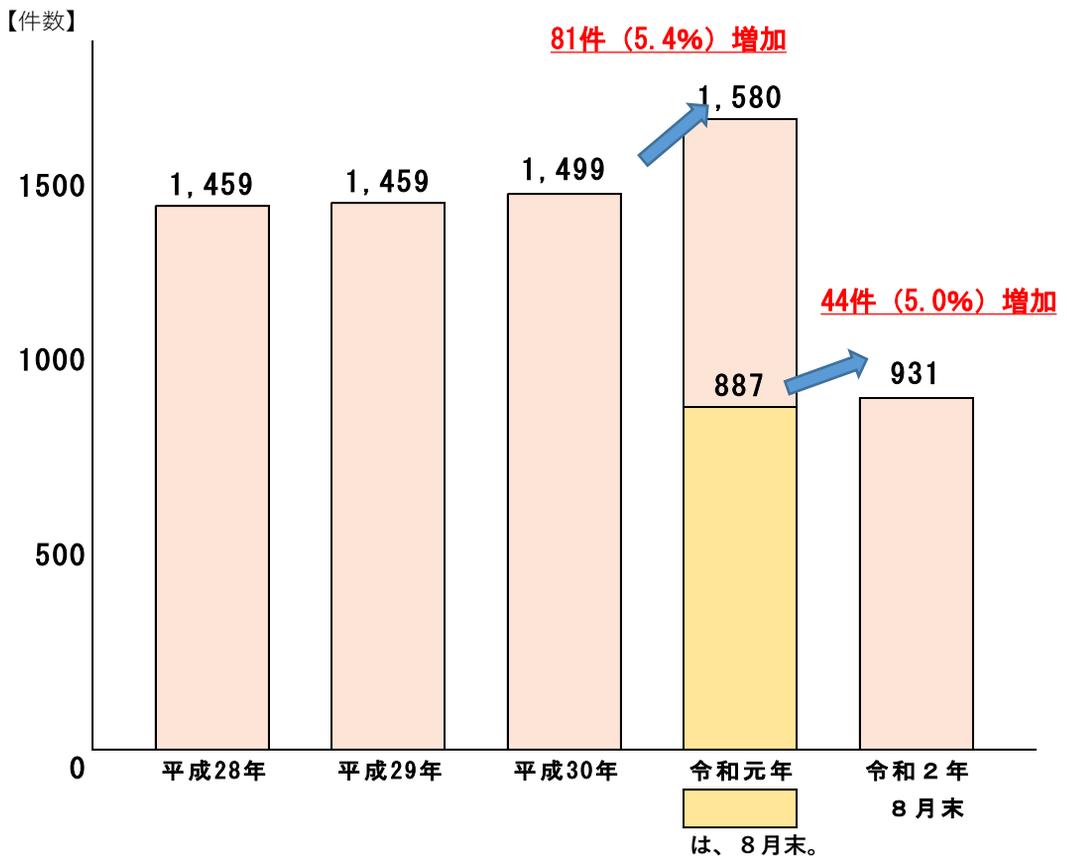
長崎県商工会議所連合会

長崎県商工会連合会

長崎県内における死亡労働災害の発生状況（過去5年間）



長崎県内における休業4日以上の労働災害の発生状況（過去5年間）



## 令和2年死亡災害発生状況

長崎労働局  
(8月末現在)

番号	発 生 月 年	被 災 者 種 等 職 年 齢	発 生 状 況 の 概 要	業 種 別 起 事 故 の 型	所 轄 署
1	2.1	男 作業員 63歳	被災者は、港に係留中の起重機船の甲板上で、仮置きしていた鋼製の作業台（高さ5.89m）のはしご道を降りていたところ、足を掛けていたはしごの踏みさんが折れ4.75mの位置から墜落したものの。	建設業 (土木工事業) 階段、棧橋 墜落・転落	長崎
2	2.1	男 介護員 69歳	法人所有地に隣接する林道で立ち枯れた樹木（高さ約12m、胸高直径40cm）をチェーンソーを用い伐倒したところ、倒れた樹木の枝が跳ね返り、伐倒作業を行った被災者の頭部に激突したものの。	その他 (社会福祉施設) 立木等 激突され	佐世保
3	2.1	男 洗浄工 59歳	建造中の船舶でタンクの水洗い作業に従事していた被災者が、マンホールからタンク内に降りていたところ、高さ約12m下のタンク底に墜落したものの。	製造業 (造船業) 建築物、構築物 墜落・転落	長崎
4	2.6	男 作業員 25歳	修繕船の船内でアイスコンバー（氷を砕く機械）の点検口の取り付け作業を行っていたところ、室内から出火し消防隊員が救出したものの死亡していたものの。	製造業 (造船業) 調査中 火災	江迎
5	2.6	男 作業員 67歳	修繕船の船内でアイスコンバー（氷を砕く機械）の点検口の取り付け作業を行っていたところ、室内から出火し消防隊員が救出したものの死亡していたものの。	製造業 (造船業) 調査中 火災	江迎
6	2.6	男 作業員 67歳	海上において、台船を曳航船にて岸壁へ接岸作業中、台船の端にかけていた係留ロープを取り外しに行ったところ、係留ロープとともに海へ転落したものの。	水運業 その他の乗物 おぼれ	長崎
7	2.6	女 販売員 67歳	事業場所有の自動車を運転し、依頼者のもとへ食材を配達後、別の依頼者のもとへ食材を配達するために自動車に向かっていたところ、民家の壁に衝突したものの。	商業 (小売業) 乗用車 交通事故	対馬
8	2.8	男 機械修理工 50歳	被災者は出張作業において、車両系建設機械の修理作業を行っていたところ、停車中の積載型トラッククレーンと移動式クレーンの上部旋回体との間に腹部を挟まれたものの。	製造業 (その他) 移動式クレーン はさまれ、巻き込まれ	諫早

	合 計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐 世 保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 林 水 産	商 業	そ の 他
令和2年	8	3	1	2		1	1	4	1	1		1	1
平成31年	6	2	2		1	1		1	3	1			1

	長 崎		佐世保		江 迎		島 原		諫 早		対 馬		合 計		前年同期		増減率
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
<b>製造業小計</b>	<b>55</b>	<b>1</b>	<b>47</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>2</b>	<b>32</b>	<b>0</b>	<b>30</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>184</b>	<b>4</b>	<b>214</b>	<b>1</b>	<b>-14.0%</b>
食料品製造業	15	0	9	0	9	0	20	0	16	0	1	0	70	0	67	0	4.5%
繊維工業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0.0%
衣服その他の繊維	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-100.0%
木材・木製品	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	5	0	3	0	66.7%
家具・装備品	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0.0%
紙・紙加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-100.0%
印刷・製本	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	-50.0%
化学工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	-66.7%
窯業土石	4	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	11	0	9	0	22.2%
鉄鋼業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	-100.0%
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-100.0%
金属製品	5	0	12	0	2	0	2	0	4	0	0	0	25	0	45	0	-44.4%
一般機械器具	3	0	5	0	0	0	1	0	1	0	0	0	10	0	16	0	-37.5%
電気機械器具	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	0	-87.5%
輸送用機械等	23	1	15	0	3	2	1	0	1	0	0	0	43	3	35	1	22.9%
うち造船	23	1	12	0	2	2	1	0	0	0	0	0	38	3	31	1	22.6%
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	-100.0%
その他の製造	1	0	3	0	1	0	2	0	6	1	0	0	13	1	12	0	8.3%
<b>鉱業小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>
石炭鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
土石採取業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0.0%
その他の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
<b>建設業小計</b>	<b>40</b>	<b>1</b>	<b>23</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>23</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>114</b>	<b>1</b>	<b>122</b>	<b>3</b>	<b>-6.6%</b>
土木工事	7	1	2	0	4	0	4	0	7	0	2	0	26	1	40	2	-35.0%
建築工事	22	0	14	0	2	0	7	0	13	0	5	0	63	0	55	1	14.5%
その他の建設	11	0	7	0	2	0	2	0	3	0	0	0	25	0	27	0	-7.4%
<b>運輸交通業</b>	<b>35</b>	<b>1</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>0</b>	<b>45</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>109</b>	<b>1</b>	<b>84</b>	<b>1</b>	<b>29.8%</b>
鉄道等	6	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	1	0	0	—
道路旅客	5	0	3	0	2	0	0	0	2	0	0	0	12	0	12	0	0.0%
道路貨物運送	24	0	7	0	7	0	9	0	42	0	1	0	90	0	72	1	25.0%
その他の運輸交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
<b>貨物取扱業</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>-50.0%</b>
<b>農林業</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>19</b>	<b>0</b>	<b>42.1%</b>
農業	3	0	3	0	3	0	4	0	7	0	0	0	20	0	11	0	81.8%
林業	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	7	0	8	0	-12.5%
<b>畜産・水産業小計</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>0</b>	<b>12.5%</b>
畜産業	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0.0%
水産業	10	0	1	0	3	0	0	0	0	0	8	0	22	0	19	0	15.8%
<b>第三次産業小計</b>	<b>225</b>	<b>0</b>	<b>76</b>	<b>1</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>0</b>	<b>86</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>1</b>	<b>464</b>	<b>2</b>	<b>413</b>	<b>1</b>	<b>12.3%</b>
商業	54	0	19	0	7	0	15	0	26	0	7	1	128	1	128	0	0.0%
金融広告業	8	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	12	0	19	0	-36.8%
映画・演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
通信業	9	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	17	0	9	0	88.9%
教育・研究業	3	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	8	0	3	0	166.7%
保健衛生業	78	0	29	1	3	0	7	0	20	0	1	0	138	1	139	1	-0.7%
接客娯楽業	24	0	9	0	6	0	4	0	16	0	3	0	62	0	48	0	29.2%
清掃・と畜	27	0	6	0	0	0	4	0	12	0	3	0	52	0	30	0	73.3%
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-100.0%
その他の事業	22	0	10	0	2	0	5	0	4	0	4	0	47	0	36	0	30.6%
<b>合計</b>	<b>375</b>	<b>3</b>	<b>162</b>	<b>1</b>	<b>62</b>	<b>2</b>	<b>99</b>	<b>0</b>	<b>192</b>	<b>1</b>	<b>41</b>	<b>1</b>	<b>931</b>	<b>8</b>	<b>887</b>	<b>6</b>	<b>5.0%</b>
前年同時期	328	2	172	2	65	0	91	1	187	1	44	0	887	6			
対前年増減数	47	1	-10	-1	-3	2	8	-1	5	0	-3	1	44	2			
対前年増減率	14.3%	50.0%	-5.8%	-50.0%	-4.6%	—	8.8%	-100%	2.7%	0%	-6.8%	—	5.0%	33.3%			

死傷病報告による（死亡者は内数）

死亡災害件数については、業務上外調査中を含む

# 高齢労働者が元気でいきいき働くことができる職場を目指しましょう！

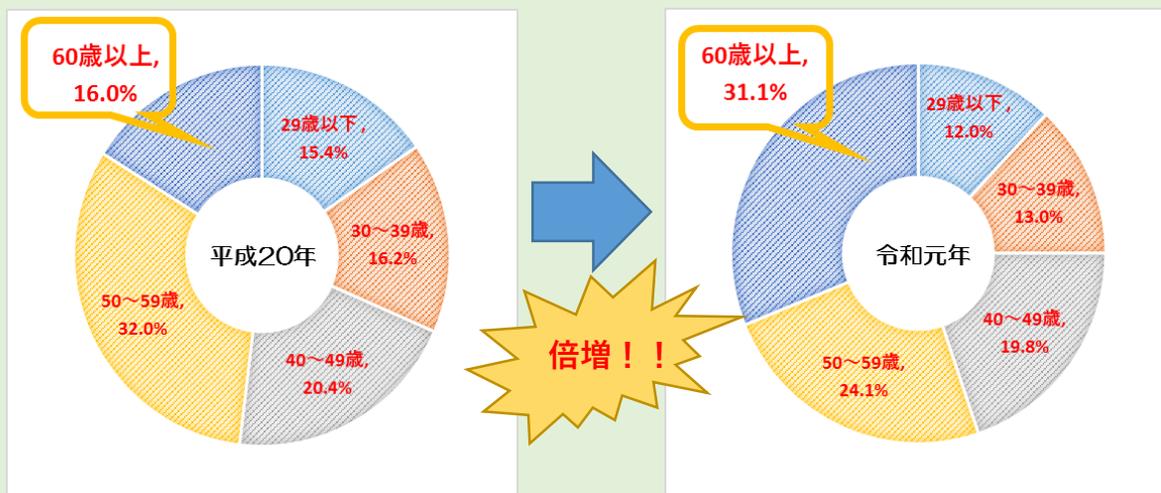
## エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

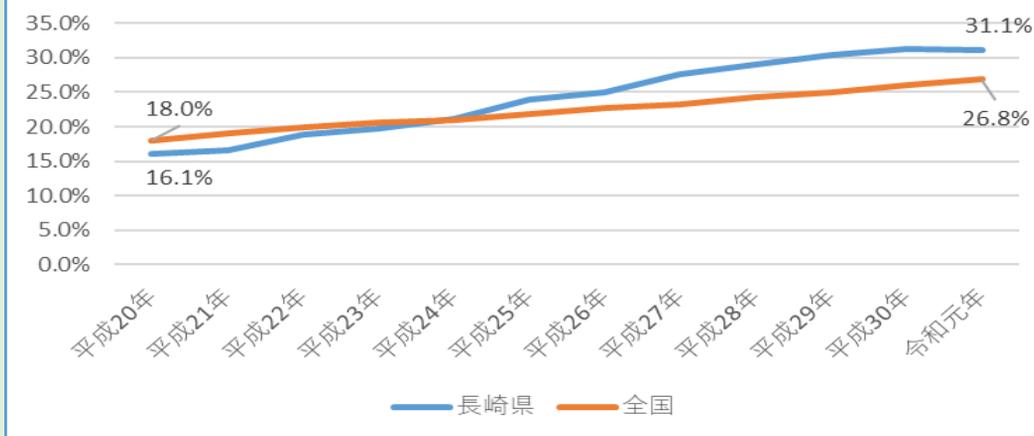
長崎県でも働く高齢者が増えています。60歳以上の高齢労働者は職場での貴重な戦力となっており、特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で活躍しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は31.1%(令和元年)で増加傾向にあります。

### <年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



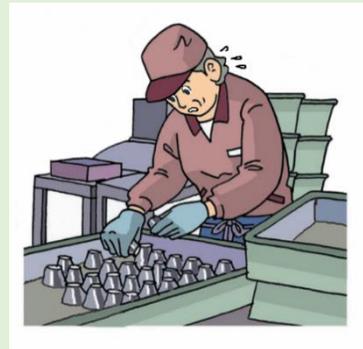
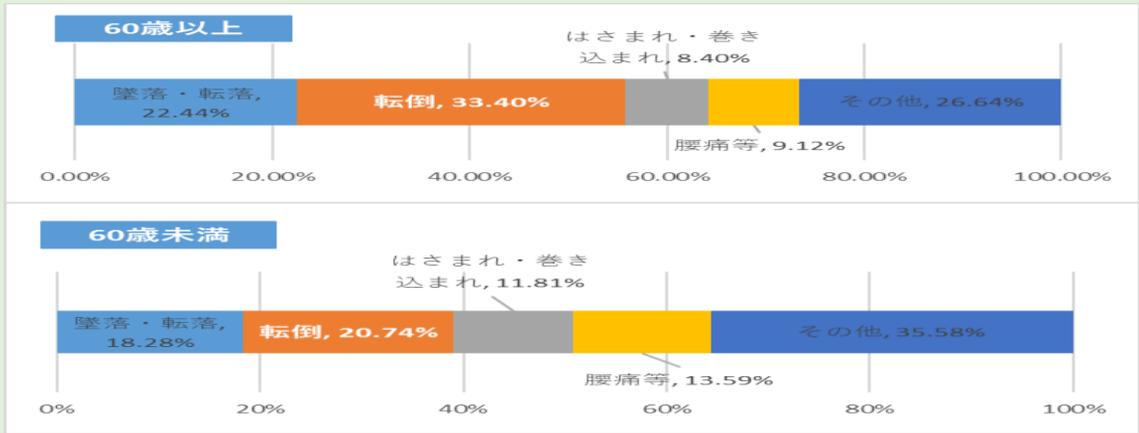
労働災害に占める高年齢労働者(60歳以上)の割合  
長崎と全国の比較：全産業



【出典:労働者死傷病報告】

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

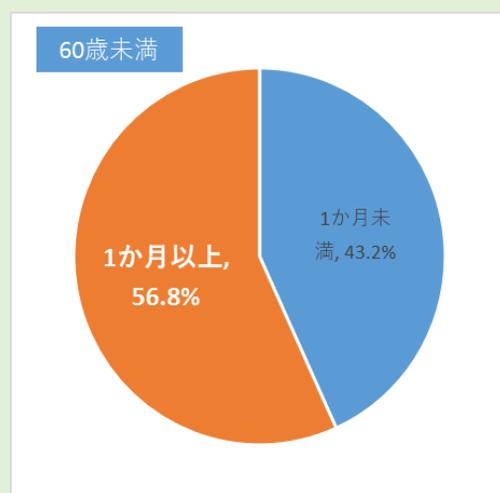
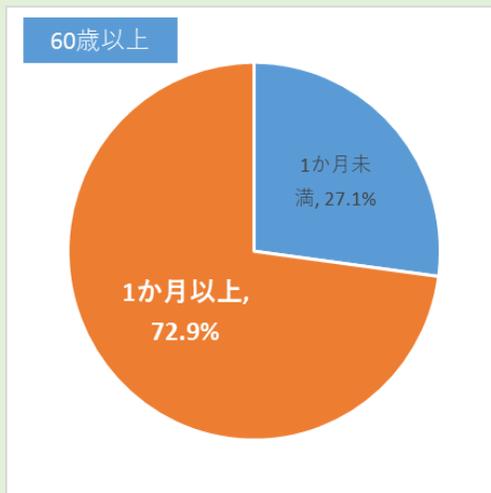
## <年齢別事故型別割合過去3年間(H29～R元)>



労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害の発生率が若年層に比べ高くなっています。

転倒災害による休業期間が**1か月以上**となる場合が多く、高年齢層では顕著です。

## <過去5年間(平成27年～令和元年)年齢別休業見込み期間の長さ>



【出典:労働者死傷病報告】

## 事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

### 1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



### 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

#### ↓対策の例↓

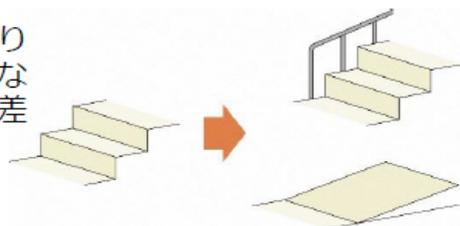


通路を含め作業場所の照度を確保する

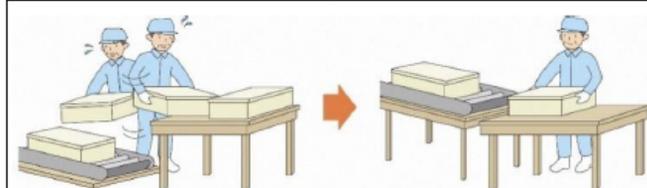


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

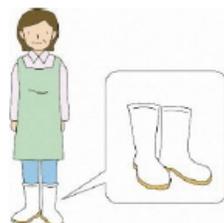
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

#### 注意

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

**体力チェックの一例**

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① ステップテスト (歩行能力・筋力)  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =

下の評価表に当てはめると →  評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)  
あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)  
あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると →  評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~35	35.1 ~60	60.1~

⑤ 閉眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字を  
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置  
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

#### 取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



### 5 安全衛生教育

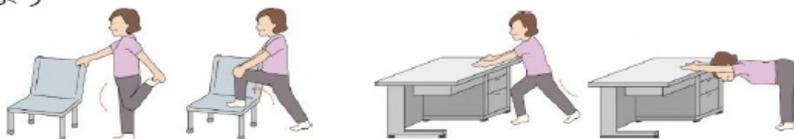
- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要**です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに組み込みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



## 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

**補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日**

### 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1/2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）**

詳しくは  
こちら⇒  
(厚生労働省HP)



### お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508  
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30  
(土日祝休み)

### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

#### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業、下記以外の業種関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています

